

宇部市フリースクール等利用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒の学びの場の選択を支援することにより、社会的自立を図るため、不登校児童生徒の保護者に対して交付する宇部市フリースクール等利用支援補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、宇部市立小学校または中学校(以下「学校」という。)に在籍し、かつ、宇部市に住所を有する者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第2条第3号(平成28年法律第105号)に規定する者をいう。
- (3) フリースクール等 不登校児童生徒に対して、学習活動、体験活動、教育相談などの支援を行っている民間施設で、第14条の規定により市長が認定した施設(以下「認定施設」という。)をいう。
- (4) 保護者 親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、児童生徒の保護者で、次に掲げる各号の規定をすべて満たす者とする。

- (1) 交付の申請のあった日の前1年以内におおむね30日以上、在籍する小中学校(以下「在籍校」という。)に登校していない児童生徒の保護者
- (2) 認定施設に原則週1回以上通所する児童生徒の保護者
- (3) 宇部市内に居住している者
- (4) 認定施設における児童生徒の状況等に関する情報について、認定施設が在籍校及び宇部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に情報提供することを承諾する者
- (5) 補助対象経費について、その他の公的補助を受けていない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象経費に同表の補助対象者区分に応じて定める同表の補助率を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、同表補助限度額の欄に定める額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中で認定施設の利用を開始し、又は利用を終了したときは、当該利用を開始した日又は利用を終了した日の属する月に係る補助金の額は、別表に掲げる補助限度額を当該月の日数で除して同月における利用日数を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を限度額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、宇部市フリースクール等利用支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、交付年度の6月1日から3月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の月額が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付または不交付を決定したときは、宇部市フリースクール等利用支援補助金交付決定通知書(様式第2号)または宇部市フリースクール等利用支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第7条 前条の補助金の交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付対象者」という。)は、交付の決定を受けた申請内容を変更しようとするときは、宇部市フリースクール等利用支援補助金交付変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金交付変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、宇部市フリースクール等利用支援補助金交付変更通知書(様式第5号)により、その結果を交付対象者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第8条 市長は、交付決定者が負担する交付決定日の属する月分以降の補助対象経費に基づき、四半期毎に補助金を予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は6月末までに交付決定した交付対象者に限り、第1四半期分の補助金について、当該四半期における認定施設の利用状況に応じて4月分まで遡って交付できるものとする。

3 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、宇部市フリースクール等利用支援補助金交付請求書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、別表に掲げる期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市フリースクール等利用支援補助金利用状況報告書(様式第7号)(認定施設における活動日数、活動内容等がわかる書類)
- (2) 交付決定者が負担した補助対象経費の額がわかる書類(領収書等)
- (3) その他市長が必要とする書類

4 市長は、前項の規定により適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の確定)

第9条 市長は前条第4項の規定による補助金の交付をもって、交付決定者に対する補助金の確定通知に代えるものとする。

(交付の取り消し等)

第10条 市長は、交付対象者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、宇部市フ

リースクール等利用支援補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、その結果を交付対象者に通知するとともに、すでに補助金が交付されている場合は、宇部市リースクール等利用支援補助金返還命令書(様式第9号)により、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき
- (2) この要綱又は要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないとき

(認定施設の基準)

第11条 市長が認定する施設は、宇部市教育支援教室設置要綱に基づき市が設置するふれあい教室と同程度の支援を不登校児童生徒に対して行う民間事業者が経営するリースクール等とする。

2 前項の認定に必要な条件については、教育委員会がガイドラインを策定し、別に定める。

(情報提供)

第12条 市長は、第6条第1項の規定による交付決定を行ったときは、交付決定者の児童生徒が利用する認定施設に交付決定を行った旨の情報提供を行うものとする。

2 教育委員会、在籍校及び認定施設は、交付決定者の同意に基づき、本要綱に基づく交付事務の円滑かつ適正な実施及び交付決定者の児童生徒に対する連携した支援を行うために必要な情報を相互に交換するものとする。

(認定申請)

第13条 認定施設として認定を受けようとする者は、リースクール等認定申請書(様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) パンフレット等、認定施設の概要がわかる書類
- (2) 契約約款等、認定施設の利用条件が確認できる書類
- (3) 職員体制並びに、職員の氏名及び資格を確認できる書類
- (4) 過去1年間の不登校児童生徒に対する支援状況が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(施設の認定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、施設を認定すべきときと認めるときは、リースクール等(認定・不認定)通知書(様式第11号)により、申請者に通知するものとする。

(認定の有効期限)

第15条 前条の規定による認定の有効期限は、認定通知日から3年以内とする。

2 前項の規定により認定の有効期限が満了する場合において、再認定を受けようとする者は、有効期限の2ヶ月前までに、第13条の規定による認定申請を改めて行わなければならないものとする。

(現地調査等)

第16条 市長は、認定施設の現況を確認するため、必要に応じて、認定施設に必要な報告を求め、又は職員に現地調査をさせることができるものとする。

(認定の取り消し)

第17条 市長は、認定施設が次の各号に該当するときは、認定を取り消し、フリースクール等認定取消通知書(様式第12号)により、その結果を認定施設に通知するものとする。

- (1) 認定基準に適合しなくなった認められるとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により認定を受けたとき
- (3) 第16条の規定による報告又は調査を正当な理由なく拒否したとき
- (4) その他市長が認定することが適当でないとき

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年8月10日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	補助対象者区分	補助率	補助限度額
児童生徒が認定施設を利用するにあたり保護者が負担する授業料に相当する経費	宇部市就学援助費交付要綱第2条の資格要件を満たす者	1/2	月額 20,000円
	その他の者	1/3	月額 13,000円

別表(第7条関係)

補助対象経費の区分	提出期限
第1四半期分(4~6月分)	7月20日まで
第2四半期分(7~9月分)	10月20日まで
第3四半期分(10~12月分)	1月20日まで
第4四半期分(1~3月分)	4月10日まで